

基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会

＜第12回＞

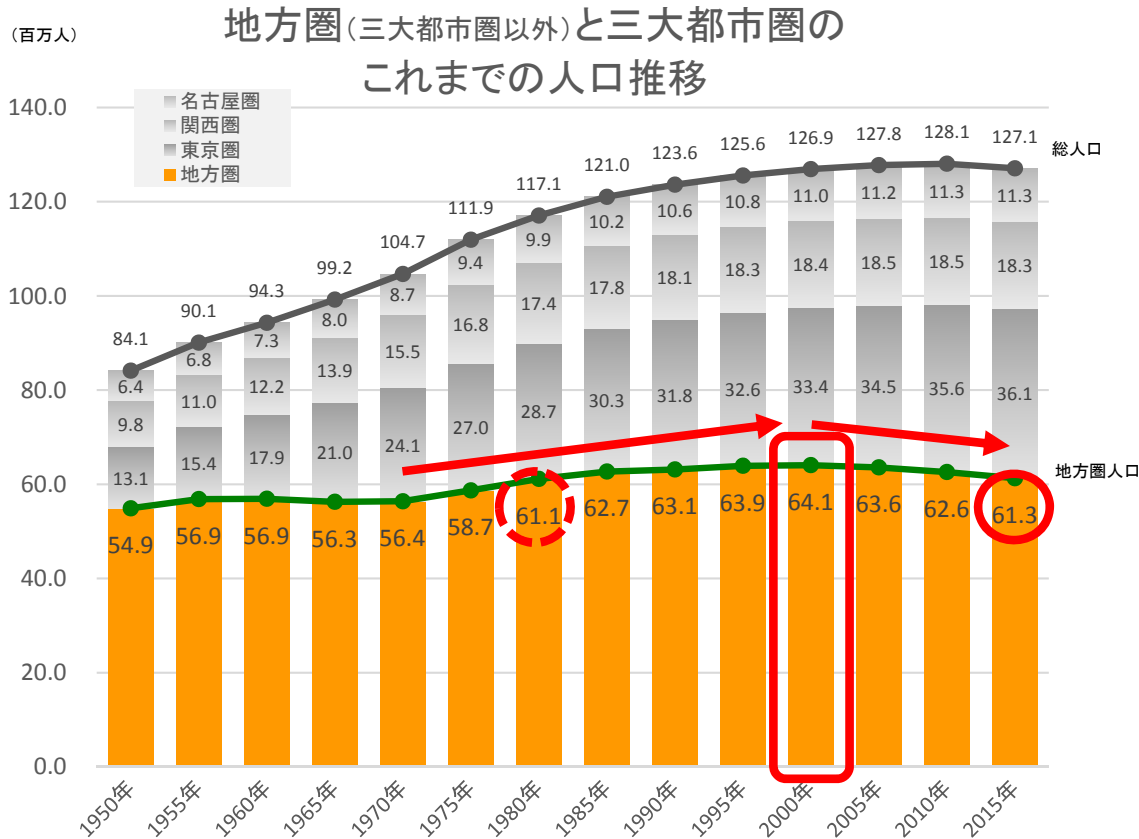
事務局提出資料

令和元年6月

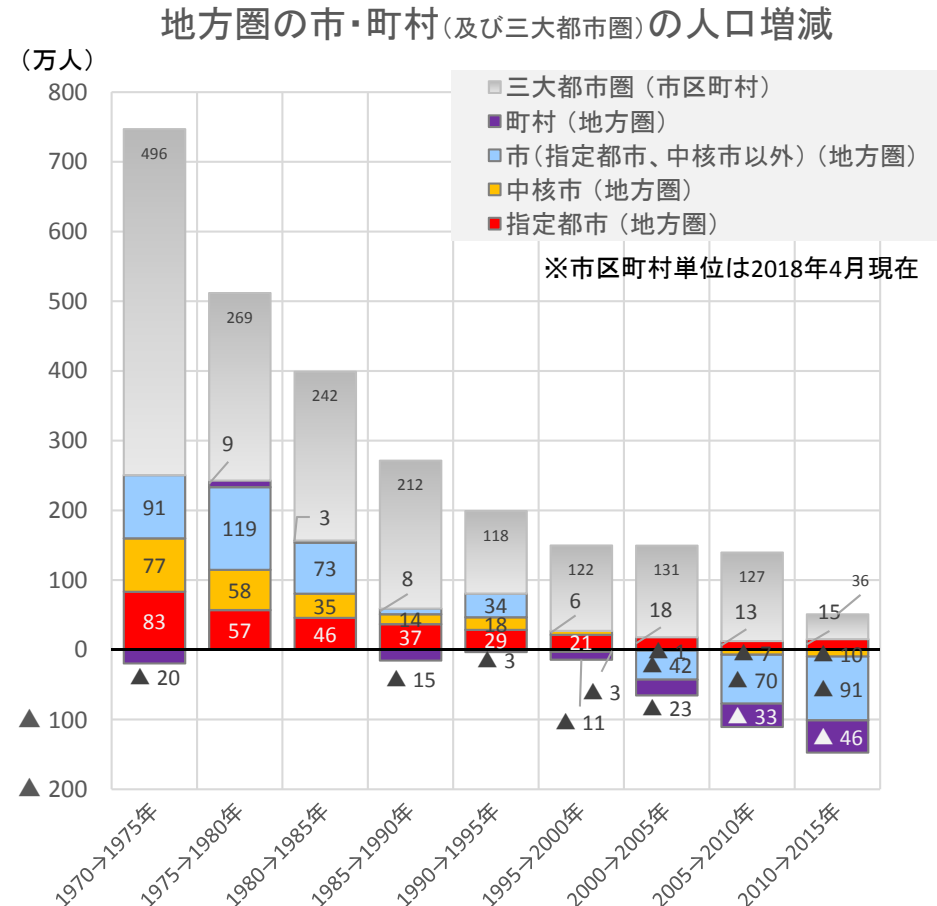
総務省自治行政局市町村課

地方圏の人口の推移

- 地方圏(東京圏、関西圏、名古屋圏以外の非大都市圏)の人口は、1950～60年代は5,600～5,700万で推移していたが、1970年代に増加傾向となり、2000年代前半にピーク(2001年6,408万)となった。それ以降は減少して、2015年には6,130万となっている(1980年と同水準)。※ 東京圏…東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県、 関西圏(大阪圏)…大阪府・兵庫県・京都府・奈良県、 名古屋圏…愛知県・岐阜県・三重県
- 指定都市は2015年まで一貫して増加してきたがその増加幅は小さくなっている。中核市は2000年以降、市(指定都市・中核市以外)は1995年以降、減少に転じている。町村は1980年代後半から徐々に減少している。



出典:総務省統計局『国勢調査報告』, 琉球政府統計庁『国勢調査報告』



出典:総務省統計局『国勢調査報告』

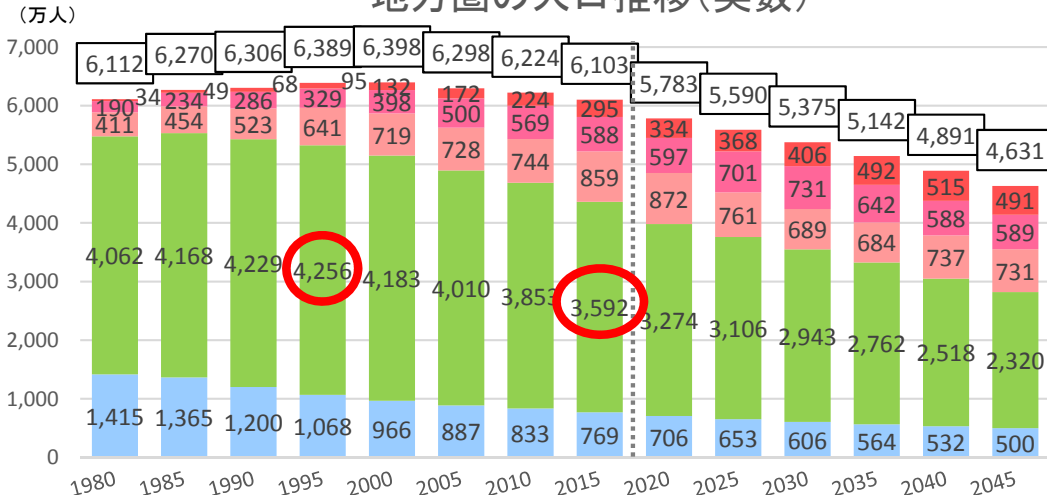
出所:内閣府選択する未来委員会「市区町村別人口・経済関係データ」から総務省作成

地方圏の人口構造の変化（地方圏全体）

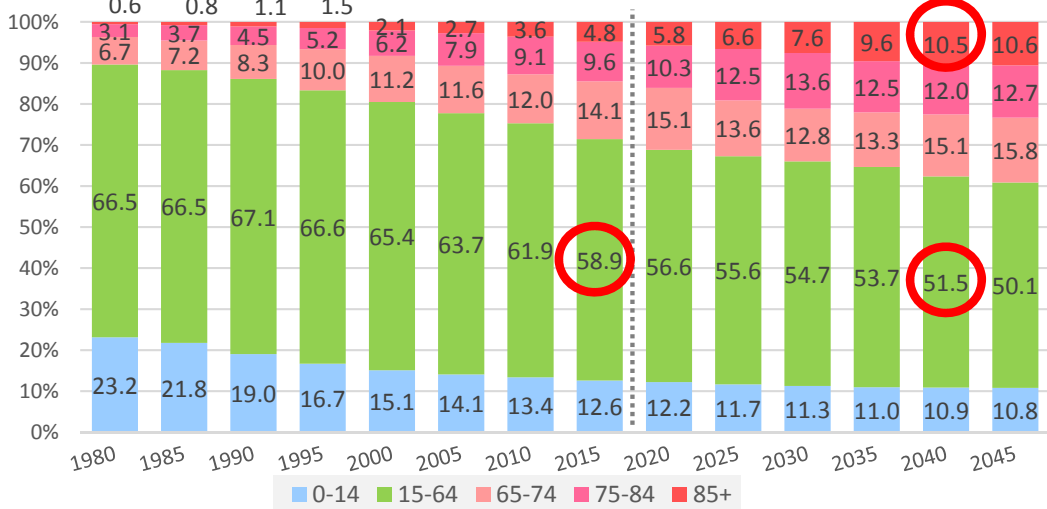
- 地方圏(合計)の生産年齢人口は、既に1995年頃をピークに減少。2015年には3,592万人(1960年代前半と同水準)。
- 今後、生産年齢人口割合が大幅に低下する(地方圏で58.9→51.5%(2015→2040年))。若年人口割合(12.6→10.9%)も低下するが、75歳以上及び85歳以上人口割合が急速に高まる。85歳以上人口は2040年には10.5%となる。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口(H30.3推計)」から作成
 ※市区町村別推計を元に作成したため、2020年以降の数値には福島県内市町村分の人口は含まれない。

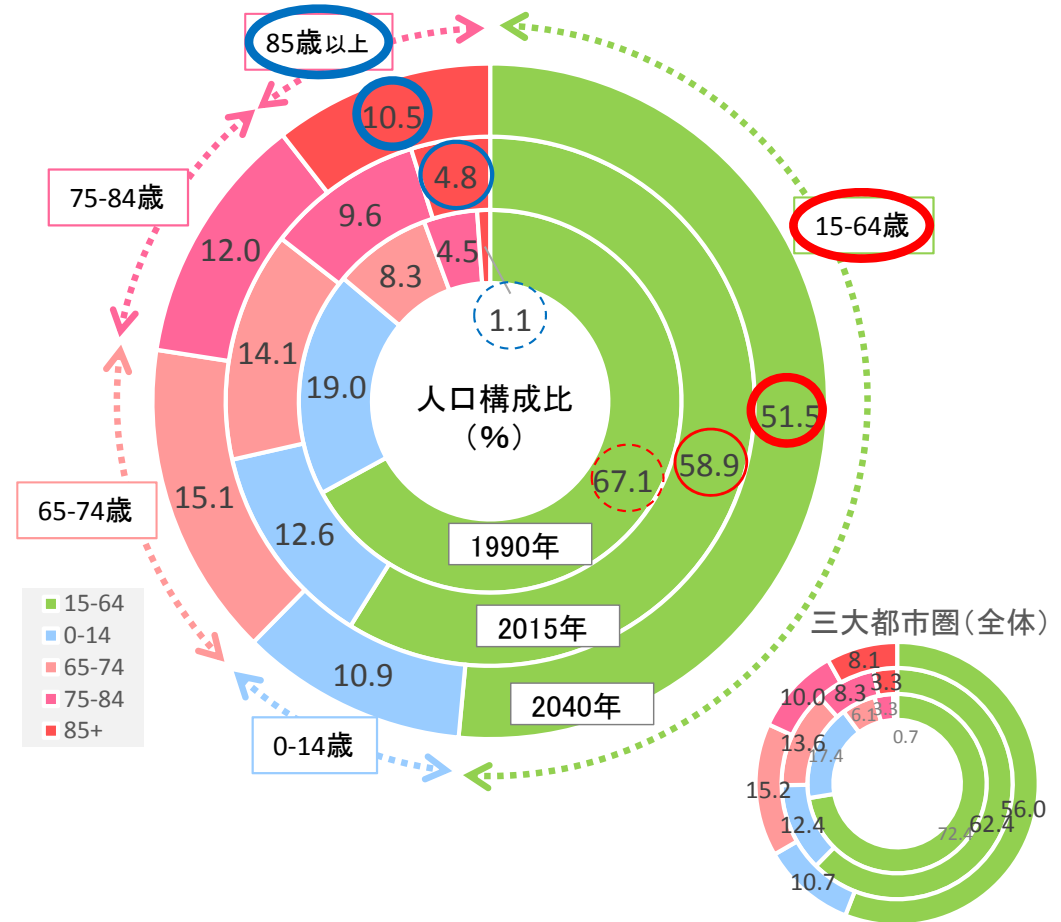
地方圏の人口推移(実数)



地方圏の人口推移(比率)



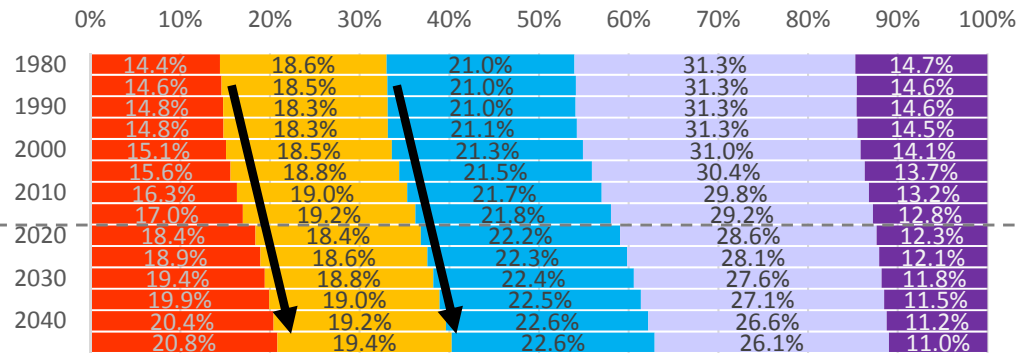
地方圏(全体)



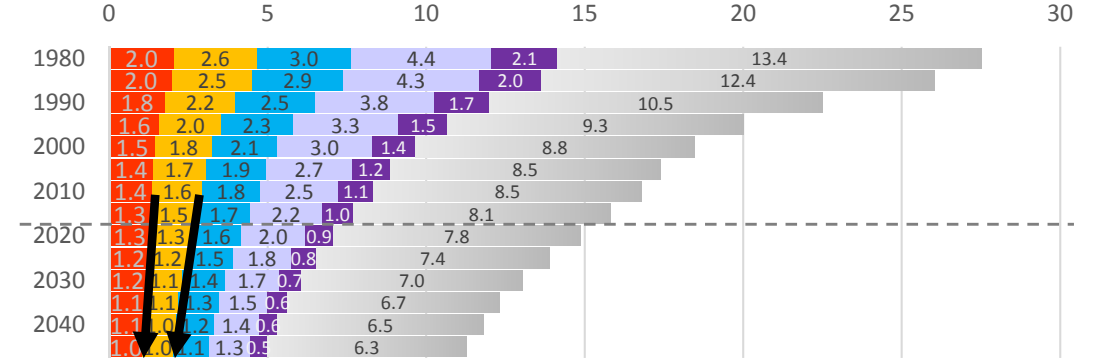
地方圏の人口構造の変化（指定都市・中核市等別）

- 地方圏では、これまで指定都市、中核市及び人口10万以上の市の占める割合が高まってきた。
- 今後も、より人口規模が大きい自治体への集中が見込まれるが、若年人口・生産年齢人口の実数は減少する。

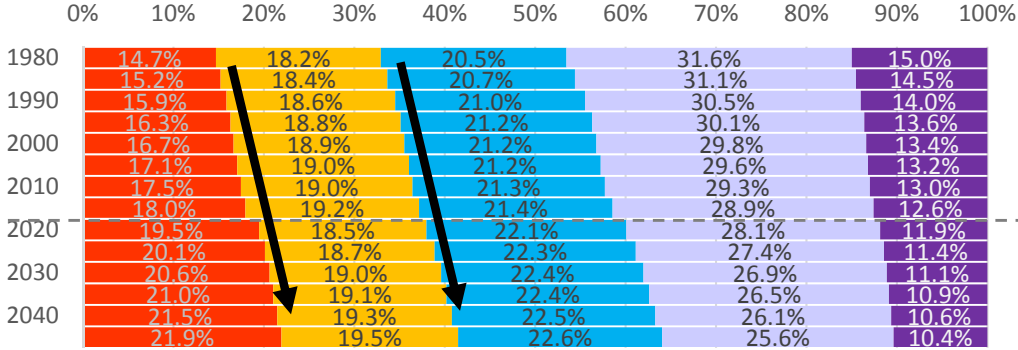
地方圏における市町村区分別割合の推移(0~14歳)



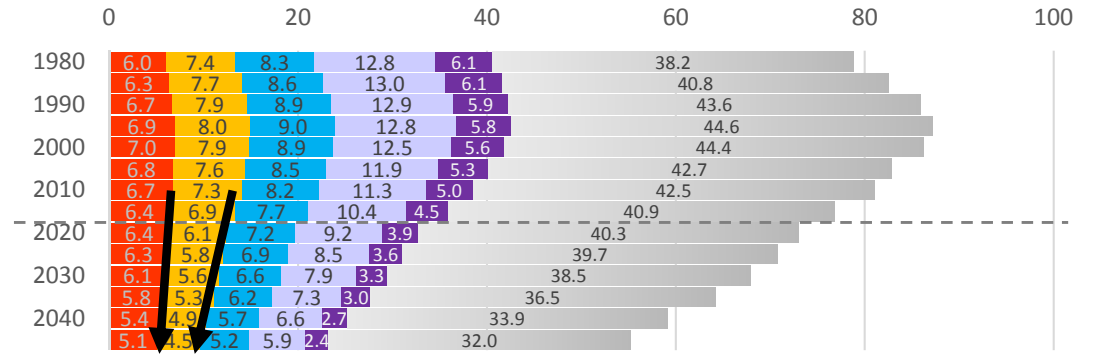
市町村区分別人口(実数・0~14歳)



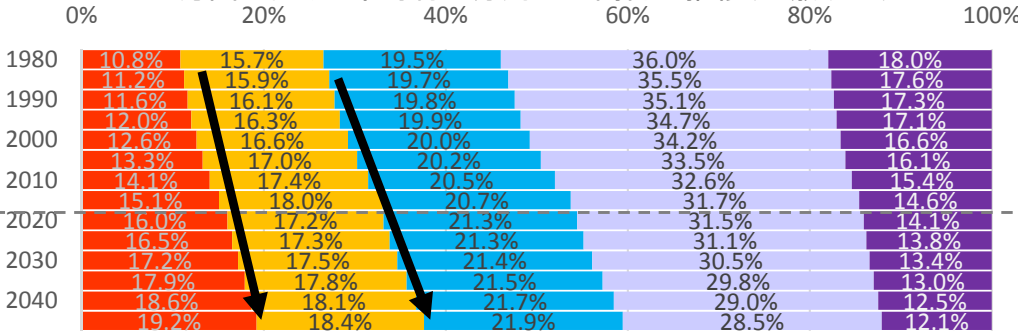
地方圏における市町村区分別人口割合の推移(15~64歳)



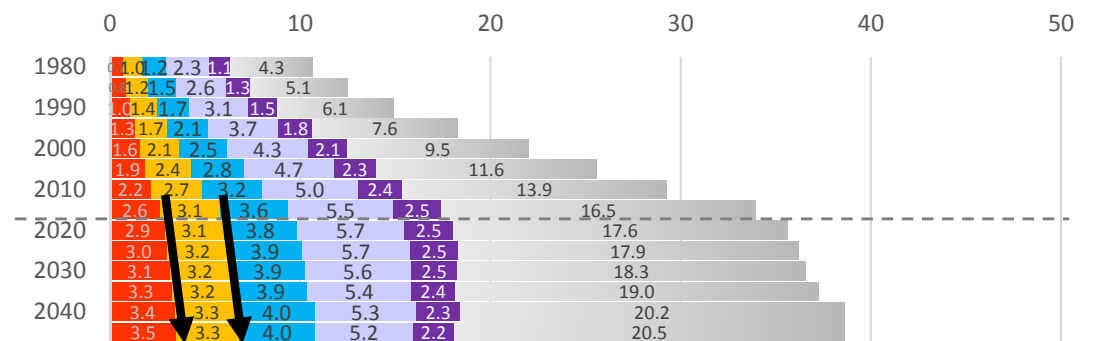
市町村区分別人口(実数・15~64歳)



地方圏における市町村区分別人口割合の推移(65歳以上)



市町村区分別人口(実数・65歳以上)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口(H30.3推計)」から作成 ※市区町村別推計を元に作成したため、2020年以降の数値には福島県内市町村分の人口は含まれない。

三大都市圏の人口構造の変化

- 東京圏は2020年をピークに人口減少に転じる。関西圏、名古屋圏では既に人口減少局面に入っている。
- 2015年から2040年にかけて、東京圏では75歳以上人口が200万人増加する一方、生産年齢人口が330万人減少する。関西圏、名古屋圏、地方圏でも75歳以上人口は増加するが、生産年齢人口は減少する。
- 特に2025年以降は、75歳以上人口の伸びが鈍化する一方で、生産年齢人口は大きく減少する。

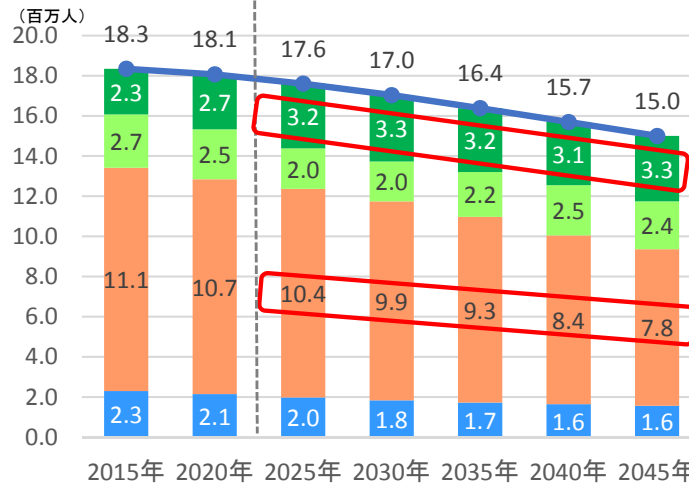
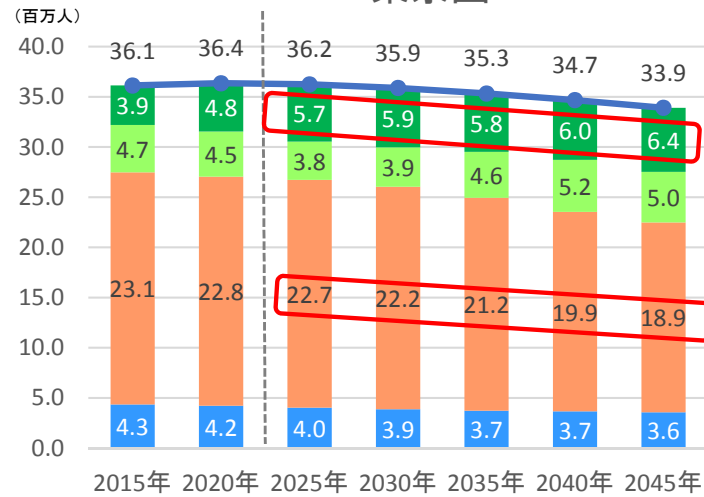
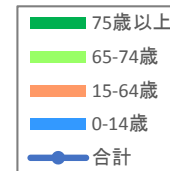
東京圏

関西圏

人口構成の変化(2015→2040)

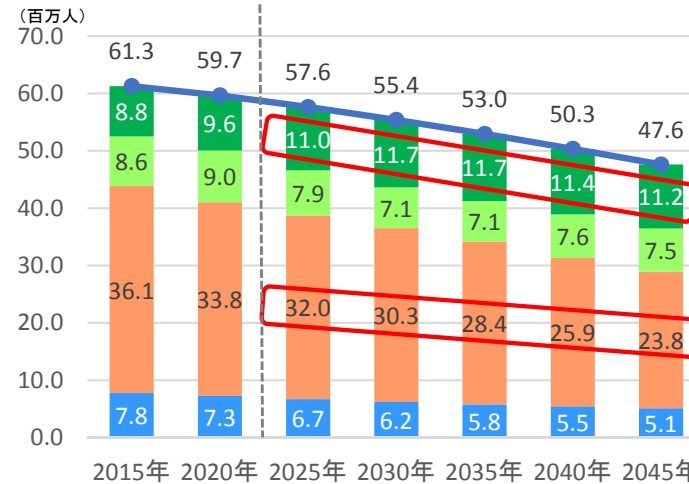
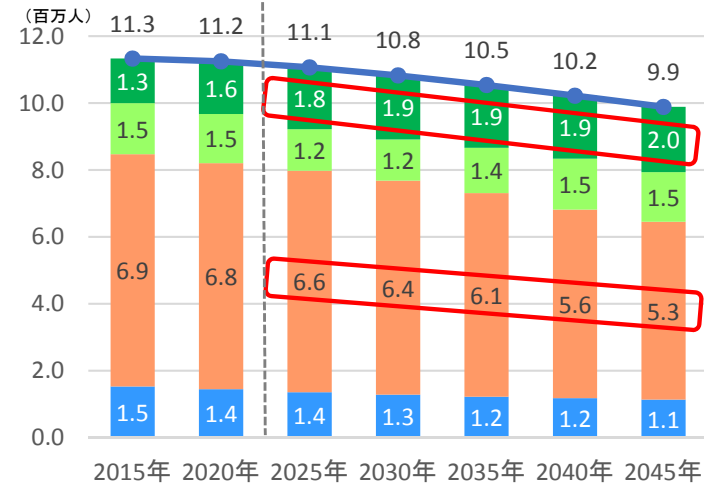
(上段は実数の変化(百万人)、下段は構成比の変化(%))

| | 0-14歳 | 15-64歳 | 65-74歳 | 75歳～ | 合計 |
|------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------|
| 東京圏 | ▲ 0.7 12.0% →10.6% | ▲ 3.3 64.0% →57.3% | +0.5 13.1% →15.0% | +2.0 10.9% →17.2% | ▲ 1.5 - |
| 関西圏 | ▲ 0.7 12.5% →10.5% | ▲ 2.7 60.6% →53.5% | ▲ 0.1 14.5% →16.0% | +0.9 12.4% →20.0% | ▲ 2.7 - |
| 名古屋圏 | ▲ 0.3 13.5% →11.6% | ▲ 1.3 61.3% →55.1% | ▲ 0.0 13.5% →14.9% | +0.5 11.8% →18.4% | ▲ 1.1 - |
| 地方圏 (三大都市圏以外) | ▲ 2.3 12.7% →10.8% | ▲ 10.2 58.9% →51.4% | ▲ 1.0 14.1% →15.1% | +2.6 14.3% →22.7% | ▲ 10.9 - |



名古屋圏

地方圏(三大都市圏以外)

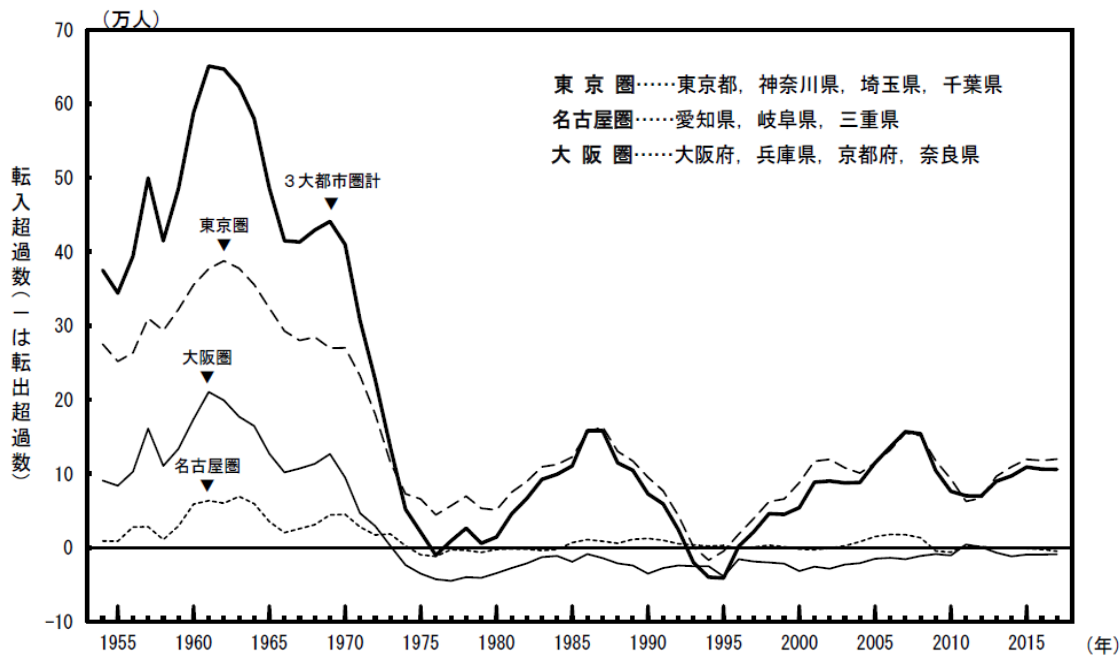


三大都市圏の人口の推移

- 戦後、三大都市圏※では、ほとんどの期間において転入超過となっている。
- 東京圏においては一時期を除いて引き続き大幅な転入超過が続いている。
- 関西圏(大阪圏)、名古屋圏においては、1970年代半ば以降転入超過が鈍化している。

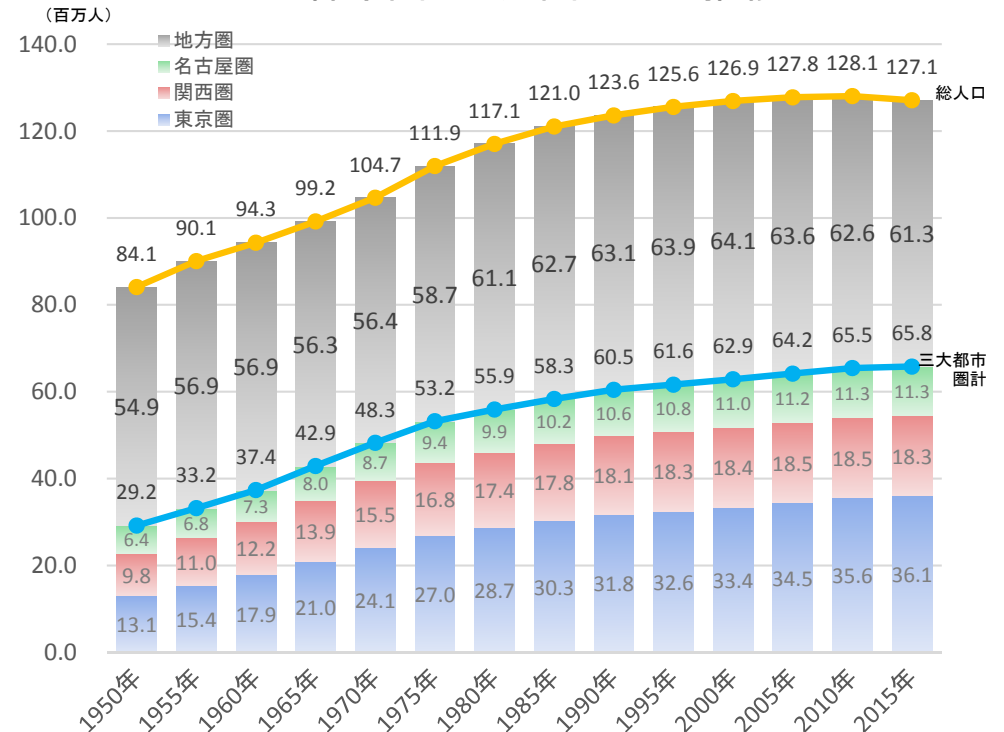
※ 東京圏・・・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県
 関西圏(大阪圏)・・・大阪府、兵庫県、京都府、奈良県
 名古屋圏・・・愛知県、岐阜県、三重県

三大都市圏の転入・転出超過数の推移



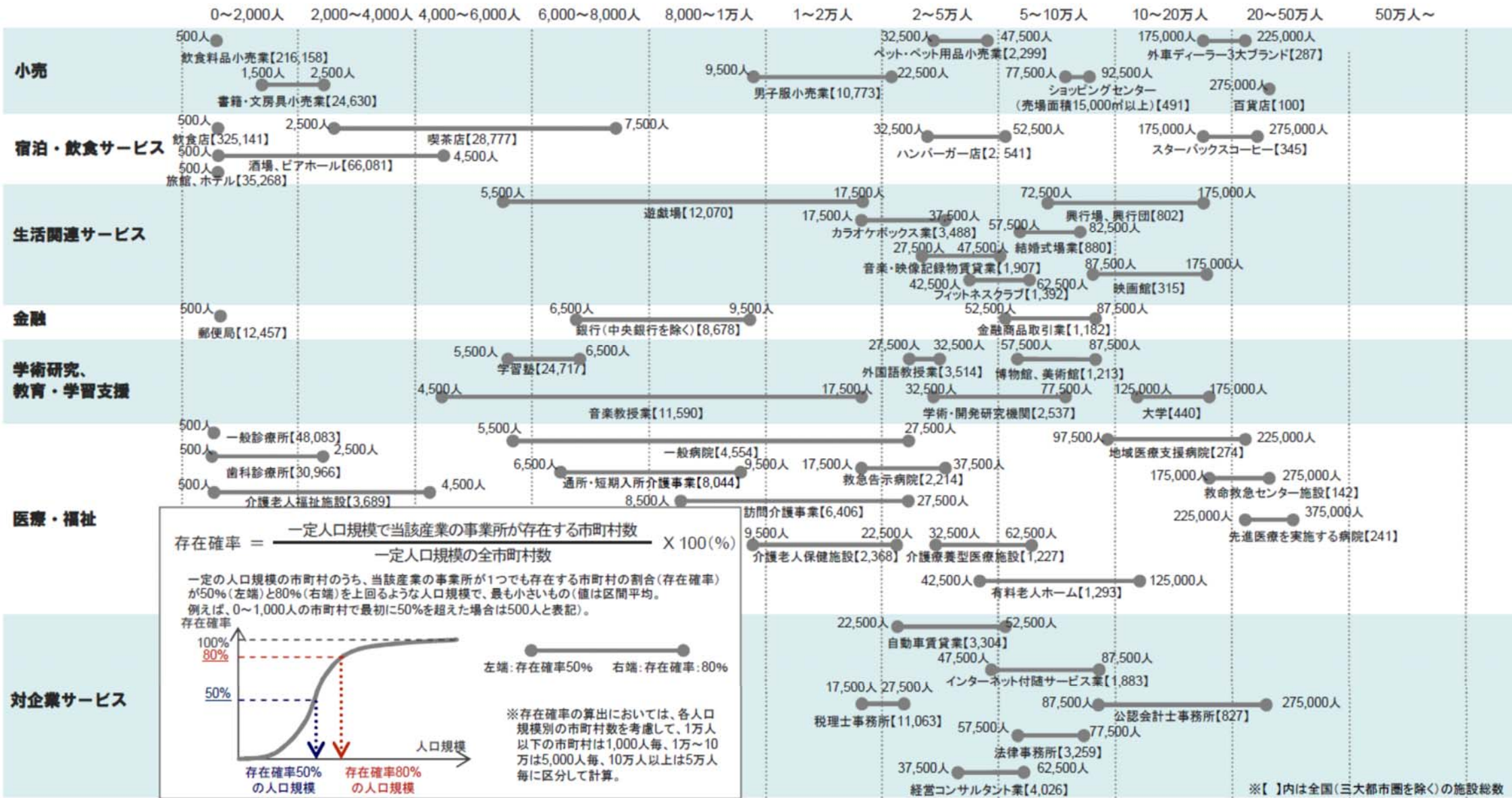
出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告2017年結果」

三大都市圏と地方圏の人口推移



出典：総務省統計局『国勢調査報告』、琉球政府統計庁『国勢調査報告』

サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模

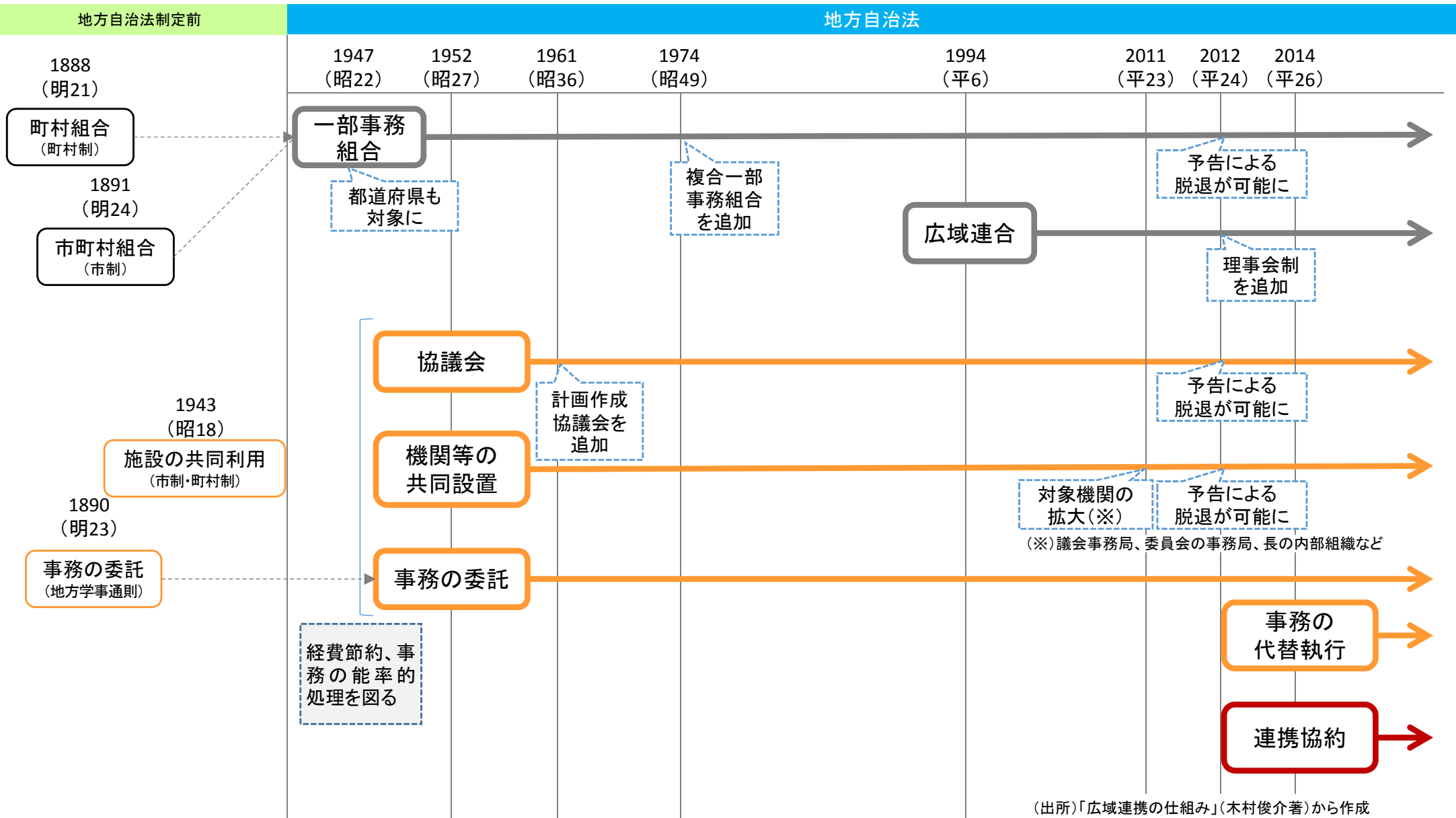


(注1) 2050年の市町村別人口は、国土交通省国土政策局推計値
(注2) 2010年、2050年ともに、人口規模別の市町村数は、平成22(2010)年12月1日現在の三大都市圏を除く1,260市区町村を基準に分類

(出典) 総務省「平成21年度経済センサス」、厚生労働省「医療施設調査 病院報告(平成24年10月)」、同「介護サービス施設・事業所調査(平成24年10月)」日本救急医学会HP、wellnes HP、日本ショッピングセンター協会資料、日本百貨店協会HP、メルセデスベンツ・フォルクスワーゲン・BMW各HP、スターバックスコーヒージャパン資料をもとに、国土交通省国土政策局作成

主な広域連携制度の変遷

- 広域連携制度は、地方制度が確立した明治期から存在。
- 近年、より多様で柔軟な連携の選択肢を整備。(1994年(平成6年)に広域連合、2014年(平成26年)に事務の代替執行と連携協約をそれぞれ創設。2011年(平成23年)に機関等の共同設置の対象機関を拡大など)



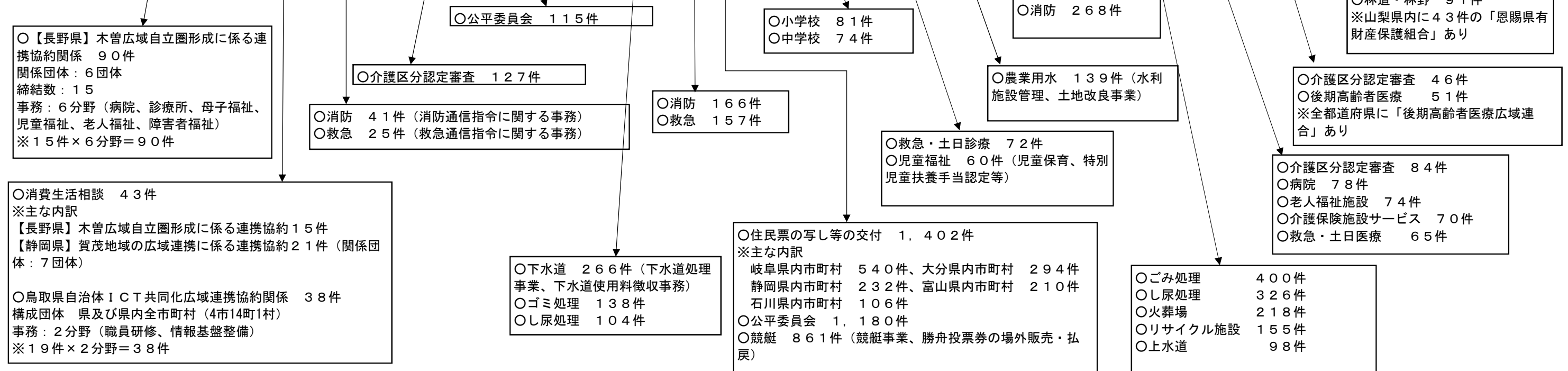
地方公共団体の事務の種類別共同処理の状況（分野別）

（事務件数）

| 事務の種類 | 1 連携協約 | 2 協議会 | 3 機関等の共同設置 | 4 事務の委託 | 5 事務の代替執行 | 6 一部事務組合 | 7 広域連合 | 8 地方開発事業団 | 9 1～8の合計 |
|-----------|--------|-------|------------|---------|-----------|----------|--------|-----------|----------|
| 1 地域開発計画 | 15 | 31 | - | - | - | 84 | 21 | 1 | 152 |
| 2 第1次産業振興 | 33 | 13 | - | 199 | - | 159 | 5 | - | 409 |
| 3 第2次産業振興 | - | - | 3 | 2 | - | 17 | 2 | 1 | 25 |
| 4 第3次産業振興 | 22 | 2 | 2 | 6 | - | 25 | 11 | - | 68 |
| 5 輸送施設 | 19 | - | - | 43 | - | 17 | 6 | - | 85 |
| 6 国土保全 | - | 1 | - | 3 | - | 3 | 3 | - | 10 |
| 7 厚生福祉 | 108 | 23 | 274 | 381 | - | 688 | 251 | - | 1,725 |
| 8 環境衛生 | - | 22 | 5 | 708 | 3 | 1,298 | 80 | - | 2,116 |
| 9 教育 | 46 | 65 | 29 | 253 | - | 142 | 14 | - | 549 |
| 10 住宅 | - | - | 5 | 2 | - | 3 | - | - | 10 |
| 11 都市計画 | - | 4 | 9 | 18 | - | 19 | 2 | - | 52 |
| 12 防災 | - | 72 | 1 | 423 | - | 821 | 64 | - | 1,381 |
| 13 その他 | 150 | 48 | 144 | 4,590 | - | 409 | 75 | - | 5,416 |
| 総計 | 393 | 281 | 472 | 6,628 | 3 | 3,685 | 534 | 2 | 11,998 |

（注）連携協約、協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

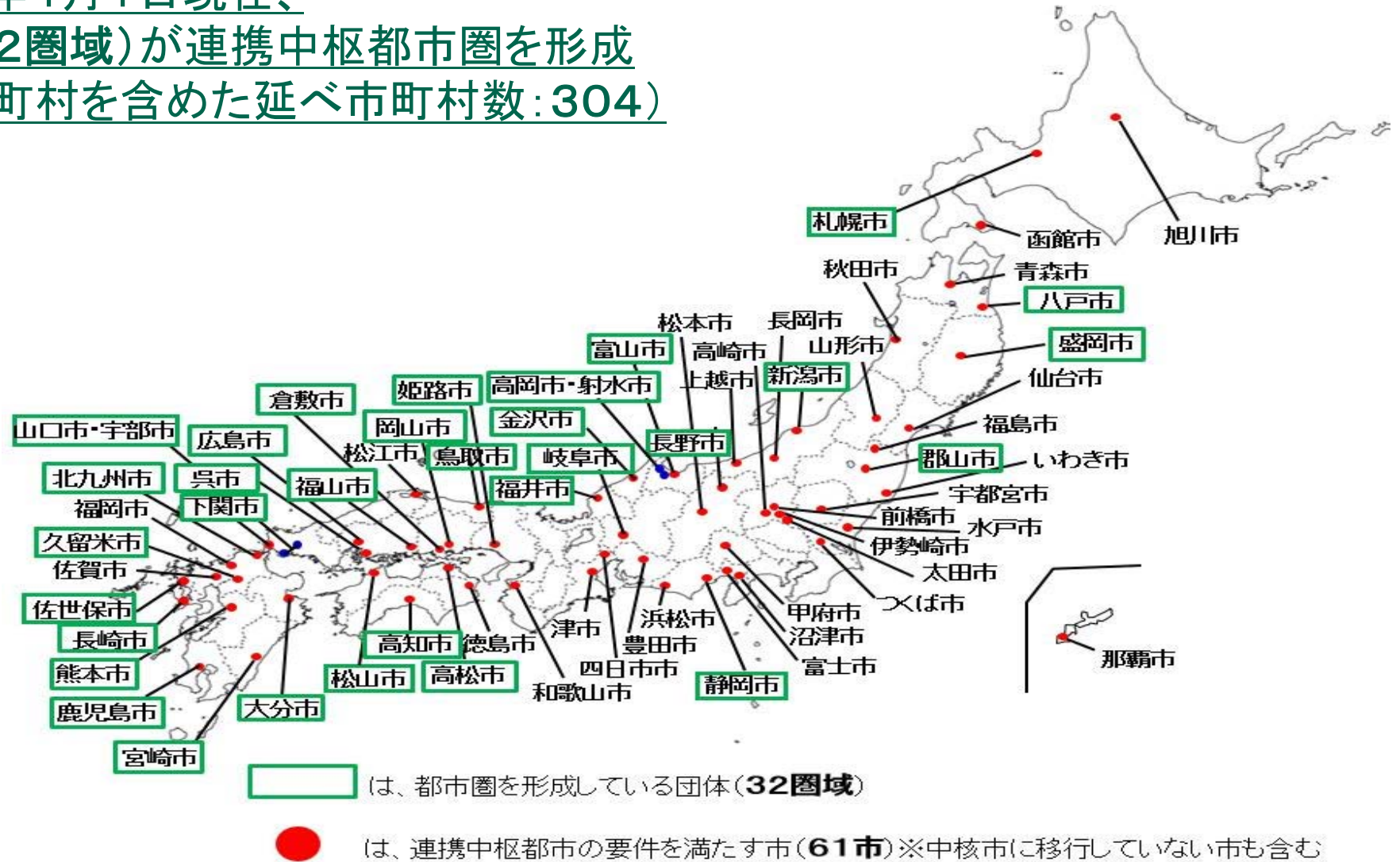
なお、連携協約の件数は、連携中核都市圏の形成に係る連携協約以外の件数である。



連携中枢都市圏の取組状況（平成31年4月1日現在）

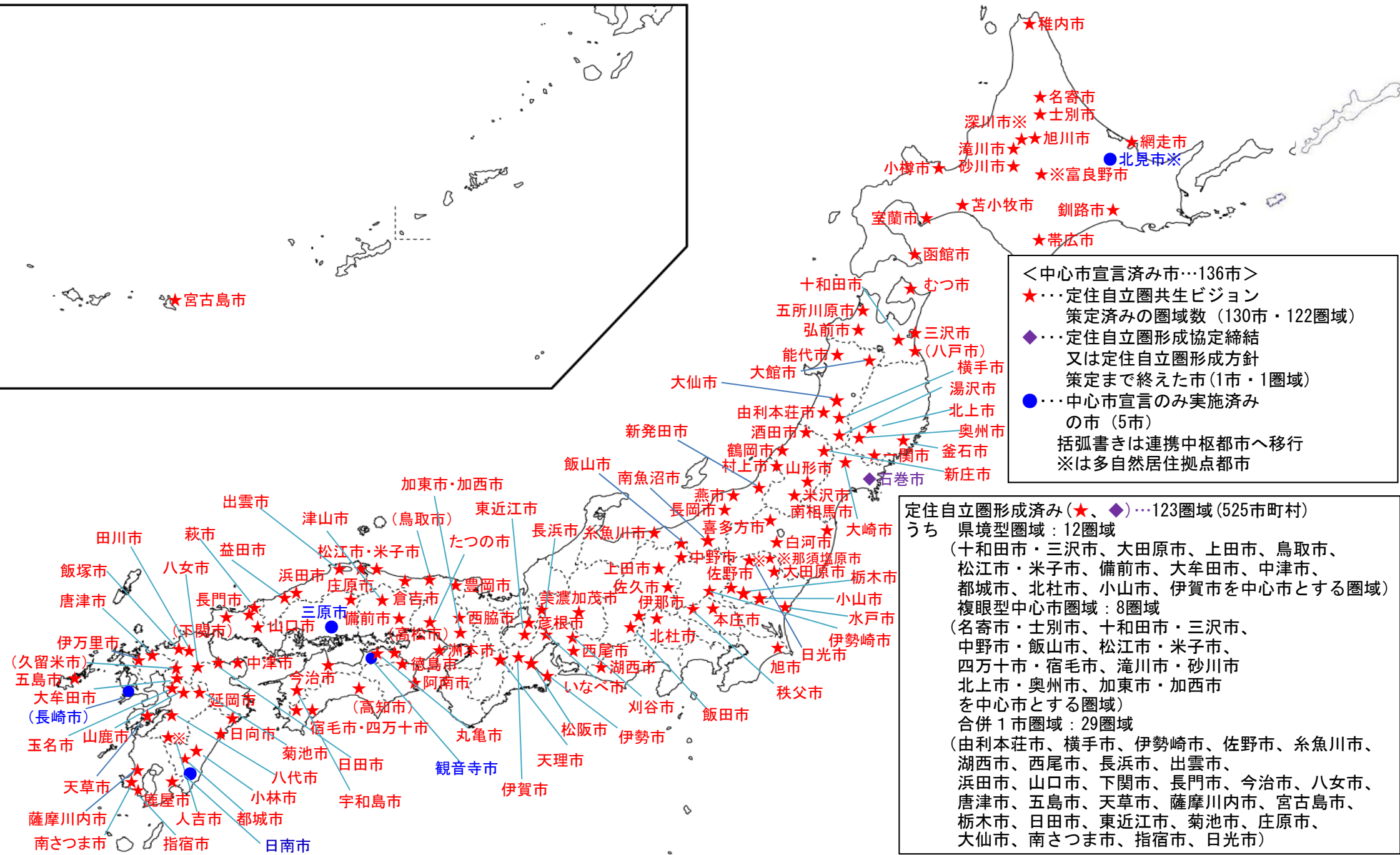
資料9

平成31年4月1日現在、
34市(32圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:304)



定住自立圏構想の取組状況（平成31年4月1日現在）

資料10



今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申 (第29次地方制度調査会答申) (抄) ①

平成21年6月16日 総理手交

資料11

第1 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

1 市町村合併をはじめとした基礎自治体についての現状認識

(1) 市町村合併の背景と進捗状況

人口減少・少子高齢化の進行等の社会状況の変化に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた。

その結果、市町村数は3,232(平成11年3月31日現在)が1,760(平成22年3月23日見込み)となり、全体として見た場合には、市町村合併は相当程度進捗したものと考えられる。

(2) 市町村合併の評価・検証

市町村合併の本来の効果が発現するためには、市町村建設計画等で一般的に定められている10年程度の期間が必要であると考えられるが、多くの合併市町村において、合併後3年から4年の段階で、既に次のような成果が現れている。

- ① 経営中枢部門の強化や保健福祉等の専門職員の配置など、地方分権の受け皿としての行政体制が整備されつつある。
- ② 人口減少・少子高齢社会への備えとして、強化された行財政基盤を活かし、地域の将来を左右する少子化対策・高齢化対策などの取組が行われている。
- ③ 広域化が進む行政需要への対応や地域資源を戦略的に活用した広域的な地域活性化の新たな取組が生まれつつある。
- ④ 適切な職員配置により住民サービスの水準の確保を図りつつ職員総数を削減するなど、効率的な行政運営の取組が行われている。

一方で、合併により市町村の規模が大きくなることによって、住民の声が届きにくくなっているのではないかと、周辺部が取り残されるのではないかと、地域の伝統・文化の継承・発展が危うくなるのではないかと等の懸念が現実化している地域もある。

こうした課題に対応するため、合併市町村においては、地域の実情を踏まえつつ、地域自治組織の活用や支所等の設置などにより、新しいまちづくりの中で、住民の利便性の確保、コミュニティ振興及び地域の伝統・文化の振興に向けた取組を継続的に進めている過程にある。

今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申 (第29次地方制度調査会答申) (抄) ②

2 これからの基礎自治体のあり方

(2) 今後における市町村合併の支援のあり方

昭和40年に制定された旧合併特例法は、平成11年に財政支援措置が強化されるなどの改正が行われ、市町村合併の推進に大きく舵が切られた。その後、第27次地方制度調査会の答申を踏まえて制定された現行合併特例法においては都道府県の役割が強化される等の措置が講じられ、市町村合併が推進されてきた。

これまでの市町村合併の進捗状況やその評価・検証については、先に述べたとおりである。今後の人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況を踏まえ、基礎自治体としての重要な役割や市町村が抱える課題に対応するためには、今後とも、市町村の行財政基盤を強化していく必要がある。

しかしながら、平成11年以来、強化された財政支援措置等により全国的に行ってきた合併推進運動も10年が経過し、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえれば、従来と同様の手法を続けていくことには限界があると考えられる。

したがって、平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末までで一区切りとすることが適当であると考えられる。

その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講ずることが適当である。

なお、旧合併特例法及び現行合併特例法の下で合併を実現した合併市町村については、その一体的な振興や周辺地域への対応を適切に行えるよう、国及び都道府県は、引き続き、これらの合併市町村に対する積極的な支援を行っていくべきである。

【岡山県真庭市】(平成30年9月27日 第3回専門小委員会)

- 平成の合併から10年以上が経過し、合併の効果の検証が必要。広域合併では、ようやく一体化による効果を発揮できる段階になってきた。広域合併を行った自治体では地域自治を充実させることが先決であり、圏域を1つの自治体として考えるのはまだ先の話ではないか。

【新潟県上越市】(平成31年2月5日 現地調査)

- 合併の評価は、誰が評価するか、何を比較するかが難しい。行政としては効率化が図られて、財源がまちづくりに活かせるようになった。旧町村が廃れる、という声にどう答えるのかが課題。
- 合併に伴う財政措置が講じられたが、一体感の醸成や新市を形づくるハード整備については10年では短い。
- 定住自立圏は形成していないが、広域合併によりいわば圏域を先行して形成したようなもの。市域が広いこともあり、近隣市町村との日常的な業務の協力は一部を除いてほとんど行っていないが、観光分野では連携を推進中。

【島根県雲南市】(平成31年2月20日 現地調査)

- 6町村の合併から今年で15年目。東京23区の9割ほどの面積に約4万人が居住。合併当初から、市民との協働による地域づくりに取り組んできており、市の総合戦略においても、子ども、若者、大人の全世代の参加による持続可能なまちづくりを重点プロジェクトとして推進。近年、地域課題に向き合い、自らその解決を目指そうとする市民が増えてきている。

【長野県長野市】(平成31年2月21日 現地調査)

- 1市2町4村で合併。合併した町村は中山間地域が多い。公共施設はすべて引き受けており、そのあり方を検討しているところ。
- 高齢化等により増加する国保や介護保険の負担が、合併の影響と認識されている方もいる。行政サービスを統一し旧町村独自の制度が廃止されたため、一部住民負担が増加し、融通が利かなくなったとの声も。他方、長野市が実施するバス利用補助が活用できるようになり、肯定的な意見もある。合併時に廃止した事業を長野市として復活したケースもある。
- 旧町村では、人口が減少し、高齢化が進んでいる。住民自治協議会にデマンドタクシーの配車をお願いしている。支所は1つも減らしていない。支所の体制も強化し、地域のために活動する職員を配置している。災害対応力を強化するため、各地域に自主防災組織をつくり、図上訓練など地域ぐるみの防災訓練を実施。

【島根県松江市】(平成31年2月21日 現地調査)

- 中海・宍道湖・大山圏域市長会の取組については、松江市(人口約20万人)、出雲市(同17万人)、米子市(同15万人)の人口規模がほぼ同じで、突出したリーダーとなる自治体が存在しないため、新たな取組の実現に際して調整に時間を要するなど、組織としての機動力や圏域としての一体感の醸成には課題もある。平成の合併が一段落し、更なる合併が現実的ではない中で、交通や観光などの一定の業務については、全国あまねく、経済圏域や生活圏域が共通の複数の自治体ごとに一体的に処理するような、新たな広域行政制度が必要ではないか。

ヒアリング・現地調査団体の意見の概要（合併関係）（第32次地方制度調査会）②

【福島県大玉村】(平成31年3月13日 現地調査)

- 平成の合併時には合併せず、自立の道を選択したが、近隣市町村と連携した広域行政を展開している。県都福島市と経済都市郡山市それぞれの圏域に属しており、郡山市とは連携協約を締結済み(H31.1)であるほか、福島市とも連携中枢都市圏形成に向けた取組を進めている。

【岩手県一関市】(平成31年3月19日 現地調査)

- 合併当初の10年間は「一体感の醸成」が至るところで掲げられていた。合併特例債が合併の後押しとなって、合併前にはなかなか整備できなかった施設(ハード)を次々に整備した10年間だった。現在は、ソフト面での協働のまちづくりが論点となっており、「一体感の醸成」を言っている方は少ない。
- 従来の公民館を市民センターに衣替えして、自発的な組織として地域協働体を作ってもらい指定管理を行ってもらう仕組みを作ることで、ソフト面での自治意識を高めている。
- 合併直後のリーマンショックや岩手・宮城内陸地震、東日本大震災があり、なかなか思うようにいかず、「合併してもいいことがなかった」という意識のすれ違いが生じている面もある。
- 人口が減ってきて、住民自治が進んでいくと、2回目の10年間を終えた時点で組織や体制を見直すこともあるという気がする。現在も総合支所方式であるが、いくつかの機能については別の体制を設けて移管しているものもある。新市なりの体制になってきているが、今はまだ途中段階。
- 合併後10年が経過して住民の意識も変わってきた。中心部でも旧町村部でも等しく「合併してもいいことがなかった」という声はあるが、現在ではそれほど強くはなくなったと感じている。
- 合併前から旧一関市に人口が集まる傾向はあった。人口のダム機能は大きいものから小さいものまで、いくつもある。旧一関市も人口のダム(次のダムは盛岡市又は仙台市)。ただし、合併して職員が中心部に移るなど加速した面はあったかもしれない。

【香川県高松市】(平成31年3月25日 現地調査)

- 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏は、定住自立圏から始まっている。平成17・18年に周辺6町を編入合併したが、合併できなかったのが三木町と綾川町。これからの人口減少が始まる中で、広域連携が必要であると考え、高松市長自身が近隣5町をそれぞれ訪問して、首長に定住自立圏をしようと言った。その際、高松市が中心だと合併に向かうのではないかという懸念もあったため、合併を前提としないことをきちんと文書で書いて説得した。その後、さぬき市、東かがわ市についても人口減少問題に対する危機感から、定住自立圏に加わった。定住自立圏時代から、首長と議長からなる広域連携推進委員会を作り、そこで各年度の方針や連携事業などを決めており、比較的良好に進んでいる。人口が圧倒的に多いので、高松市が中心になることに周辺市町も違和感はないが、合併には警戒感がある。

ヒアリング・現地調査団体の意見の概要（合併関係）（第32次地方制度調査会）③

【北海道遠軽町】(平成31年4月18日 現地調査)

- 遠軽町は、全国の町村で2番目に面積が広い。森林面積は88%あり、北海道で一番広い。かつての遠軽村から分村して3町1村になったが、合併して分村前の姿に戻っている。
- 合併については、必ずしも皆が前向きだったわけではなく、青年会議所が入ってきた頃から風向きが変わった。遠軽地区にはかつて7町村あったが、現在は、3町1村が合併してできた新・遠軽町、湧別町と上湧別町が合併してできた新・湧別町と、合併しなかった佐呂間町の3町がある。
- 合併後の状況として、財政再建についてはうまくいったと考えている。財政的には合併して良かった。合併特例債・合併算定替の効果は大きかったが、職員数を合併時の357人から259人まで削減したことによる人件費の削減が大きかった。人口が減り続けていくことは分かっていたが、食い止められない。合併後10年間は市町村建設計画に則って各地域との約束を守ってきたが、今後、公共施設を集約化しなければならない。職員数は240人に持っていけないと財政的にうまくいかないが、最後の十数名を減らすのに非常に頭を悩ませている。旧町の市街地は大きく離れている。本庁舎は削れないし、支所もどれだけ職員数を減らせるかで悩んでいる。最近、集中的な豪雨があり、災害対応のことも考えると、人員削減もどこまで進めて良いのか課題がある。
- 合併しなかった方が良かったという地区もあるが、合併時には、しなかったらこうなるということで合意していた。そのシミュレーションを説明すれば皆納得してくれる。

【北海道北見市ほか】(平成31年4月18日 現地調査)

- 合併により、職員数が1,300人から1,000人まで減り、行政コストは明らかに減った。コスト縮減に向けて取り組んでいる。しかし、面積が広いので、公共施設の統廃合を積極的に進めているものの、地理的な問題で、北見の中心部だけに作ってよいかというと、そうもいかない。合併効果は本州の小さい自治体と比べては出づらいのではないか。
- 最初は、定住自立圏構想について、議会に説明したら、第二の合併かという話になった。そうではない、WinWinの形をしっかりと取るという説明したが、厳しい意見が出た。議会は論客が多いので、どうやって自治を高めあっていくのか、合併にはならないということで理解をいただいた。

現行合併特例法下での市町村合併（平成22年4月以降）

- 現行合併特例法下でも、7件の市町村合併が行われた。
- 住民発議、議員の定数特例、地方税の特例、地域自治区の設置など、現行法における合併の障害を除去するための措置が活用されている。

| 新市名 | 愛知県西尾市 | 島根県松江市 | 岩手県一関市 | 栃木県栃木市 | | 島根県出雲市 | 埼玉県川口市 |
|-------------|------------------|------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|--------------------|
| 合併期日 | H23. 4. 1 | H23. 8. 1 | H23. 9. 26 | H23. 10. 1 | H26. 4. 5 | H23. 10. 1 | H23. 10. 11 |
| 合併方式 | 編入合併 | 編入合併 | 編入合併 | 編入合併 | 編入合併 | 編入合併 | 編入合併 |
| 関係市町村 | 西尾市、一色町、吉良町、幡豆町 | 松江市、東出雲町 | 一関市、藤沢町 | 栃木市、西方町 | 栃木市、岩舟町 | 出雲市、斐川町 | 川口市、鳩ヶ谷市 |
| 住民発議 | なし | あり | なし | なし | あり | あり | なし |
| 議員の取扱い | 定数特例・在任特例なし | 定数特例あり | 定数特例あり | 定数特例・在任特例なし | 定数特例・在任特例なし | 定数特例あり | 定数特例あり |
| 地方税の特例 | 旧3町の市街化区域農地課税に特例 | 法人市町民税、軽自動車税及び都市計画税は平成28年度まで不均一課税等 | 法人市町村民税は平成25年度まで不均一課税 | なし | 都市計画税は平成29年度まで不均一課税 | なし | 事業所税は平成25年度まで不均一課税 |
| 地域審議会等（合併時） | 設置しない | 旧東出雲町区域に地域協議会を設置（条例上） | 旧藤沢町区域に地域自治区を設置（合併特例法） | 旧西方町区域に地域自治区を設置（合併特例法） | 旧岩舟町区域に地域自治区を設置（合併特例法） | 旧斐川町区域に地域自治区を設置（一般制度） | 設置しない |

最近の合併に向けた動き

○ 現行合併特例法下では、実際に合併した6市以外に、市町村合併に向けた動きは次のとおり。

※自治体等への聞き取り及び新聞報道等により総務省作成。

※人口はH27国勢調査による。

○長野県岡谷市(50,128人)・諏訪市(50,140人)

・下諏訪町(20,236人)

- ・H30.4 法定の合併協議会の設置を求める署名活動が開始され、6月に住民発議による合併法定協議会設置の請求書が3市町に提出された。
- ・H30.8 3市町の臨時議会で合併協議会の設置議案が上程されたが、3市町いずれにおいても否決。

○京都府長岡京市(80,090人)・大山崎町(15,181人)

- ・H26.6 大山崎町の住民が合併協議会の設置を請求。
- ・H26.6 長岡京市が大山崎町へ「議会に付議しない」旨回答。

○福岡県北九州市(961,286人)・中間市(41,796人)

- ・H29.1 中間市の市民団体が合併協議会の設置を請求。
- ・H29.4 北九州市長が中間市長へ「議会に付議しない」旨回答。

<その他の動き>

【大阪府「合併に関する研究会」】

- ・H30.12の「合併に関する研究会」報告書では、「国に対し、合併特例法の期限の延長を求めていく」との記載あり。

○群馬県桐生市(飛び地)(114,714人)・みどり市(50,906人)

- ・H26,27 桐生市長が任意合併協議会設置を要請。
- ・H26.12 両市の事務方の「新市建設研究会」設置。
- ・H28. 5 みどり市が任意合併協議会設置見送りを回答。
- ・R元 . 5 桐生市長選挙で初当選した新市長が、就任会見で、合併や連携を模索する会議「桐生・みどり未来会議」の設置をみどり市長に提案し、1年半～2年以内に合併の見極めをする考えを示す。

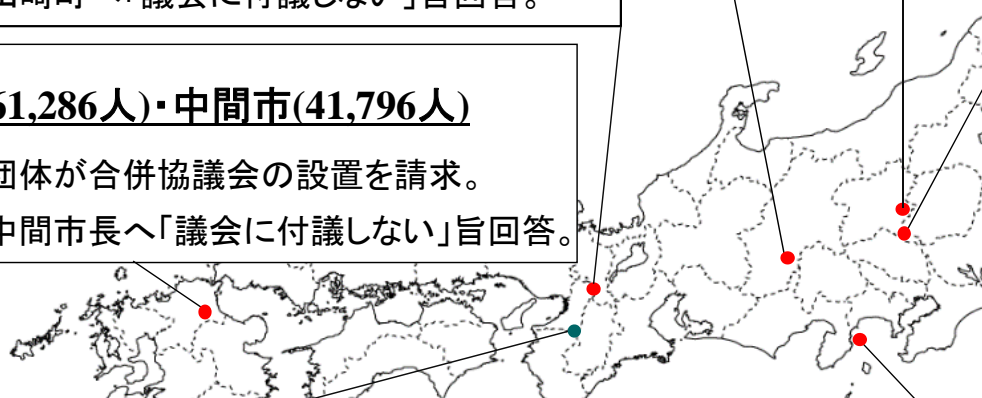
○群馬県館林市(76,667人)・板倉町(15,015人)

- ・H27.12 板倉町民が合併協議会の設置を請求。
- ・H28. 4 両市町において合併協議会設置が可決され、6月に法定協議会を設置。
- ・H31. 1 給食費無料化についての意見の相違が解消されず、協議会を概ね3年間休止することを決定。

○神奈川県小田原市(194,086人)

・南足柄市(43,306人)

- ・H28.10 任意の合併協議会が設置され、H29.8まで定期的に協議会を開催。
- ・H29.11 両市において、市民アンケートを実施。小田原市では合併賛成多数、南足柄市ではもっと検討すべきという意見が多数。
- ・H29.12 南足柄市長が市議会にて、合併するべきではない旨の発言をし、それを受け、小田原市長も市議会にて、南足柄市との合併協議の終了を明言。



現行合併特例法の概要

<市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第10号）の概要>

《背景》

- 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232（平成11年3月31日現在）から1,727（平成22年3月31日）まで減少。
- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、現行合併特例法期限である平成22年3月31日までで一区切り。
- その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。



《改正のポイント》

- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長

《改正概要》

- ① 推進のための措置 ⇒ 廃止
 - 目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
 - 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
 - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
 - ・ 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
 - 三万市特例（合併する場合には、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例）の廃止
- ② 円滑化のための措置 ⇒ 存置
 - 議会の議員の定数又は在任に関する特例
 - 地方税に関する特例
 - 合併算定替
 - 住民発議・住民投票
 - 合併特例区

《施行期日》 平成22年4月1日

市町村の連携中枢都市圏及び定住自立圏の形成状況(平成31年4月1日現在)

資料16

| 圏域形成状況 | 市町村数 | | 人口(人) | |
|-----------------------------|------------|--------|------------|--------|
| | 全市町村に占める割合 | | 全市町村に占める割合 | |
| 連携中枢都市圏又は定住自立圏に属している①=②+③-④ | 753 | 56.5% | 40,578,407 | 62.2% |
| うち連携中枢都市圏② | 289 | 21.7% | 24,950,254 | 38.3% |
| うち定住自立圏③ | 525 | 39.4% | 19,167,742 | 29.4% |
| いずれにも属している④ | 61 | 4.6% | 3,539,589 | 5.4% |
| いずれにも属していない⑤ | 580 | 43.5% | 24,636,359 | 37.8% |
| 市町村数(①+⑤) | 1,333 | 100.0% | 65,214,766 | 100.0% |

※ 連携中枢都市圏又は定住自立圏に属していない三大都市圏東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)、関西圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)の市町村を除く

※ 包含関係がない複数の圏域に属する市町村数(狭間市町村数):39市町村

市町村の連携中枢都市圏及び定住自立圏の形成状況(平成31年4月1日現在)

(1) 市町村数

| 都道府県 | 連携中枢都市圏又は定住自立圏に属している①＝②＋③－④ | うち連携中枢都市圏② | | うち定住自立圏③ | | いずれにも属している④ | | いずれにも属していない⑤ | 計(①＋⑤) |
|------|-----------------------------|------------|-----|----------|-----|-------------|-----|--------------|--------|
| | | 12 | 113 | 1 | 55 | | | | |
| 北海道 | 124 (69.3%) | 12 | 113 | 1 | 55 | 1 | 55 | 179 | |
| 青森県 | 35 (87.5%) | 8 | 35 | 8 | 5 | 8 | 5 | 40 | |
| 岩手県 | 16 (48.5%) | 8 | 8 | 0 | 17 | 0 | 17 | 33 | |
| 宮城県 | 8 (22.9%) | 0 | 8 | 0 | 27 | 0 | 27 | 35 | |
| 秋田県 | 13 (52.0%) | 0 | 13 | 0 | 12 | 0 | 12 | 25 | |
| 山形県 | 26 (74.3%) | 0 | 26 | 0 | 9 | 0 | 9 | 35 | |
| 福島県 | 29 (49.2%) | 15 | 14 | 0 | 30 | 0 | 30 | 59 | |
| 茨城県 | 11 (25.0%) | 0 | 11 | 0 | 33 | 0 | 33 | 44 | |
| 栃木県 | 10 (40.0%) | 0 | 10 | 0 | 15 | 0 | 15 | 25 | |
| 群馬県 | 2 (5.7%) | 0 | 2 | 0 | 33 | 0 | 33 | 35 | |
| 埼玉県 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | |
| 千葉県 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 東京都 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 神奈川県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 新潟県 | 22 (73.3%) | 11 | 16 | 0 | 8 | 0 | 8 | 30 | |
| 富山県 | 11 (73.3%) | 11 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 15 | |
| 石川県 | 6 (31.6%) | 6 | 0 | 0 | 13 | 0 | 13 | 19 | |
| 福井県 | 11 (64.7%) | 11 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 | 17 | |
| 山梨県 | 1 (3.7%) | 0 | 1 | 0 | 26 | 0 | 26 | 27 | |
| 長野県 | 49 (63.6%) | 9 | 41 | 1 | 28 | 1 | 28 | 77 | |
| 岐阜県 | 15 | 7 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | |
| 静岡県 | 8 (22.9%) | 7 | 1 | 0 | 27 | 0 | 27 | 35 | |
| 愛知県 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | |
| 三重県 | 14 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | |
| 滋賀県 | 7 (36.8%) | 0 | 7 | 0 | 12 | 0 | 12 | 19 | |
| 京都府 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| 大阪府 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 兵庫県 | 27 | 17 | 17 | 7 | 0 | 7 | 0 | 27 | |
| 奈良県 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | |
| 和歌山県 | 0 (0%) | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 | 30 | 30 | |
| 鳥取県 | 12 (63.2%) | 5 | 12 | 5 | 7 | 5 | 7 | 19 | |
| 島根県 | 7 (36.8%) | 1 | 7 | 1 | 12 | 1 | 12 | 19 | |
| 岡山県 | 24 (88.9%) | 21 | 7 | 4 | 3 | 4 | 3 | 27 | |
| 広島県 | 22 (95.7%) | 21 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 23 | |
| 山口県 | 16 (84.2%) | 14 | 5 | 3 | 3 | 3 | 3 | 19 | |
| 徳島県 | 17 (70.8%) | 0 | 17 | 0 | 7 | 0 | 7 | 24 | |
| 香川県 | 13 (76.5%) | 8 | 13 | 8 | 4 | 8 | 4 | 17 | |
| 愛媛県 | 11 (55.0%) | 6 | 5 | 0 | 9 | 0 | 9 | 20 | |
| 高知県 | 27 (79.4%) | 21 | 10 | 4 | 7 | 4 | 7 | 34 | |
| 福岡県 | 37 (61.7%) | 23 | 24 | 10 | 23 | 10 | 23 | 60 | |
| 佐賀県 | 3 (15.0%) | 2 | 3 | 2 | 17 | 2 | 17 | 20 | |
| 長崎県 | 13 (61.9%) | 12 | 1 | 0 | 8 | 0 | 8 | 21 | |
| 熊本県 | 38 (84.4%) | 18 | 22 | 2 | 7 | 2 | 7 | 45 | |
| 大分県 | 12 (66.7%) | 8 | 4 | 0 | 6 | 0 | 6 | 18 | |
| 宮崎県 | 17 (65.4%) | 3 | 14 | 0 | 9 | 0 | 9 | 26 | |
| 鹿児島県 | 16 (37.2%) | 4 | 12 | 0 | 27 | 0 | 27 | 43 | |
| 沖縄県 | 1 (2.4%) | 0 | 1 | 0 | 40 | 0 | 40 | 41 | |
| 合計 | 753 (56.5%) | 289 | 525 | 61 | 580 | 61 | 580 | 1,333 | |

※ 連携中枢都市圏又は定住自立圏に属していない三大都市圏の市町村を除く(三大都市圏の圏域形成割合は「」で表示)
 三大都市圏:東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)、関西圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)

市町村の連携中枢都市圏及び定住自立圏の形成状況(平成31年4月1日現在)

(2)人口(人)

| 都道府県 | 連携中枢都市圏又は定住自立圏に属している①=②+③-④ | うち連携中枢都市圏② | | うち定住自立圏③ | | いずれにも属している④ | | いずれにも属していない⑤ | 計(①+⑤) |
|------|-----------------------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|--|--------------|--------|
| | | うち連携中枢都市圏② | うち定住自立圏③ | いずれにも属している④ | いずれにも属している④ | | | | |
| 北海道 | 4,814,938 (89.5%) | 2,600,875 | 2,335,987 | 121,924 | 566,795 | 5,381,733 | | | |
| 青森県 | 997,625 (76.3%) | 323,447 | 997,625 | 323,447 | 310,640 | 1,308,265 | | | |
| 岩手県 | 889,478 (69.5%) | 476,758 | 412,720 | 0 | 390,116 | 1,279,594 | | | |
| 宮城県 | 398,976 (17.1%) | 0 | 398,976 | 0 | 1,934,923 | 2,333,899 | | | |
| 秋田県 | 506,763 (49.5%) | 0 | 506,763 | 0 | 516,356 | 1,023,119 | | | |
| 山形県 | 945,694 (84.1%) | 0 | 945,694 | 0 | 178,197 | 1,123,891 | | | |
| 福島県 | 854,724 (44.7%) | 594,016 | 260,708 | 0 | 1,059,315 | 1,914,039 | | | |
| 茨城県 | 785,365 (26.9%) | 0 | 785,365 | 0 | 2,131,611 | 2,916,976 | | | |
| 栃木県 | 847,485 (42.9%) | 0 | 847,485 | 0 | 1,126,770 | 1,974,255 | | | |
| 群馬県 | 218,594 (11.1%) | 0 | 218,594 | 0 | 1,754,521 | 1,973,115 | | | |
| 埼玉県 | 235,031 - | 0 | 235,031 | 0 | 0 | 235,031 | | | |
| 千葉県 | 66,586 - | 0 | 66,586 | 0 | 0 | 66,586 | | | |
| 東京都 | 0 - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 神奈川県 | 0 - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 新潟県 | 1,832,417 (79.5%) | 1,258,878 | 804,381 | 230,842 | 471,847 | 2,304,264 | | | |
| 富山県 | 944,821 (88.6%) | 944,821 | 0 | 0 | 121,507 | 1,066,328 | | | |
| 石川県 | 728,259 (63.1%) | 728,259 | 0 | 0 | 425,749 | 1,154,008 | | | |
| 福井県 | 646,813 (82.2%) | 646,813 | 0 | 0 | 139,927 | 786,740 | | | |
| 山梨県 | 45,111 (5.4%) | 0 | 45,111 | 0 | 789,819 | 834,930 | | | |
| 長野県 | 1,330,583 (63.4%) | 543,424 | 802,030 | 14,871 | 768,221 | 2,098,804 | | | |
| 岐阜県 | 692,642 - | 587,739 | 104,903 | 0 | 0 | 692,642 | | | |
| 静岡県 | 1,227,789 (33.2%) | 1,168,000 | 59,789 | 0 | 2,472,516 | 3,700,305 | | | |
| 愛知県 | 483,722 - | 0 | 483,722 | 0 | 0 | 483,722 | | | |
| 三重県 | 615,697 - | 0 | 615,697 | 0 | 0 | 615,697 | | | |
| 滋賀県 | 388,646 (27.5%) | 0 | 388,646 | 0 | 1,024,270 | 1,412,916 | | | |
| 京都府 | 4,020 - | 0 | 4,020 | 0 | 0 | 4,020 | | | |
| 大阪府 | 0 - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 兵庫県 | 1,714,758 - | 1,321,822 | 648,561 | 255,625 | 0 | 1,714,758 | | | |
| 奈良県 | 118,084 - | 0 | 118,084 | 0 | 0 | 118,084 | | | |
| 和歌山県 | 0 (0%) | 0 | 0 | 0 | 963,579 | 963,579 | | | |
| 鳥取県 | 520,417 (90.8%) | 232,610 | 520,417 | 232,610 | 53,024 | 573,441 | | | |
| 島根県 | 537,546 (77.4%) | 7,653 | 537,546 | 7,653 | 156,806 | 694,352 | | | |
| 岡山県 | 1,891,210 (98.4%) | 1,861,332 | 188,142 | 158,264 | 30,315 | 1,921,525 | | | |
| 広島県 | 2,790,375 (98.1%) | 2,753,375 | 37,000 | 0 | 53,615 | 2,843,990 | | | |
| 山口県 | 1,152,706 (82.1%) | 1,113,804 | 554,401 | 515,499 | 252,023 | 1,404,729 | | | |
| 徳島県 | 537,062 (71.1%) | 0 | 537,062 | 0 | 218,671 | 755,733 | | | |
| 香川県 | 779,214 (79.8%) | 585,348 | 779,214 | 585,348 | 197,049 | 976,263 | | | |
| 愛媛県 | 918,313 (66.3%) | 646,055 | 272,258 | 0 | 466,949 | 1,385,262 | | | |
| 高知県 | 683,882 (93.9%) | 596,998 | 532,530 | 445,646 | 44,394 | 728,276 | | | |
| 福岡県 | 2,434,965 (47.7%) | 1,850,653 | 1,103,354 | 519,042 | 2,666,591 | 5,101,556 | | | |
| 佐賀県 | 198,171 (23.8%) | 75,386 | 198,171 | 75,386 | 634,661 | 832,832 | | | |
| 長崎県 | 938,080 (68.1%) | 900,753 | 37,327 | 0 | 439,107 | 1,377,187 | | | |
| 熊本県 | 1,708,596 (95.7%) | 1,171,591 | 590,437 | 53,432 | 77,574 | 1,786,170 | | | |
| 大分県 | 1,007,836 (86.4%) | 778,237 | 229,599 | 0 | 158,502 | 1,166,338 | | | |
| 宮崎県 | 929,299 (84.2%) | 428,089 | 501,210 | 0 | 174,770 | 1,104,069 | | | |
| 鹿児島県 | 1,164,928 (70.7%) | 753,518 | 411,410 | 0 | 483,249 | 1,648,177 | | | |
| 沖縄県 | 51,186 (3.6%) | 0 | 51,186 | 0 | 1,382,380 | 1,433,566 | | | |
| 合計 | 40,578,407 (62.2%) | 24,950,254 | 19,167,742 | 3,539,589 | 24,636,359 | 65,214,766 | | | |

※ 連携中枢都市圏又は定住自立圏に属していない三大都市圏の市町村を除く(三大都市圏の圏域形成割合は「-」で表示)

三大都市圏:東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)、関西圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第二条 (略)

② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

④ (略)

⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

⑥～⑰ (略)

(市町村の適正規模の勧告)

第八条の二 都道府県知事は、市町村が第二条第十五項の規定によりその規模の適正化を図るのを援助するため、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画を定め、これを関係市町村に勧告することができる。

② 前項の計画を定め又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事は、関係市町村、当該都道府県の議会、当該都道府県の区域内の市町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等の意見を聴かななければならない。

③ 前項の関係市町村の意見については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

④ 都道府県知事は、第一項の規定により勧告をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

⑤ 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、国の関係行政機関の長に対し直ちにその旨を通知するものとする。

参照条文②

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(連携協約)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- ② 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- ④ 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。
- ⑤ 公益上必要がある場合においては、都道府県が締結するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。
- ⑥ 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにならなければならない。
- ⑦ 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争にあつては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。

参照条文③

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(協議会の設置)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- ② 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- ④ 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- ⑤ 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- ⑥ 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の組織)

第二百五十二条の三 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

- ② 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。
- ③ 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

(協議会の規約)

第二百五十二条の四 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一～三 (略)

四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法

五 (略)

- ② (略)

参照条文④

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第八項において同じ。）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

② 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)

(合併協議会の設置)

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

② 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

③ 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもって充てる。

④ 次条第十八項又は第五条第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第五条第一項の代表者を委員として加えることができる。

⑤ 合併協議会には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

構成員名簿

(50音順、敬称略)

| | |
|---------|------------------------|
| 飯田 泰之 | 明治大学政治経済学部准教授 |
| 姥浦 道生 | 東北大学大学院工学研究科准教授 |
| 興津 征雄 | 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| 座長 辻 琢也 | 一橋大学法学研究科教授 |
| 原田 大樹 | 京都大学法学系教授 |
| 平田 彩子 | 岡山大学法学部准教授 |
| 堀田 聰子 | 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授 |
| 待鳥 聡史 | 京都大学大学院法学研究科教授 |

基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会
開催実績

| 開催回 | 開催日 | 討議テーマ |
|------|----------------|---|
| 第1回 | 平成30年 7月19日 | <ul style="list-style-type: none"> 研究会開催要綱、今後のスケジュール 自治体戦略2040構想研究会第一次・第二次報告の概要 人口構造の変容が三大都市圏の市町村に与える影響 三大都市圏市町村の行政運営の現状、バックキャストイングの視点からの課題 |
| 第2回 | 9月13日 | <ul style="list-style-type: none"> 人口構造の変容が地方の都市圏域に与える影響 連携中枢都市圏の現状、バックキャストイングの視点からの課題 |
| 第3回 | 9月21日 | <ul style="list-style-type: none"> 現行合併特例法の現状と評価 |
| 第4回 | 10月26日 | <ul style="list-style-type: none"> 広域連携制度の概要と課題 連携中枢都市圏の取組と課題 |
| 第5回 | 11月6日 | <ul style="list-style-type: none"> 広域連携の典型事例と課題 広域連携が進まない要因 |
| 第6回 | 12月27日 | <ul style="list-style-type: none"> 圏域形成の進め方と都道府県の関与 |
| 第7回 | 平成31年 1月22日 | <ul style="list-style-type: none"> 圏域の形成手続き 事務処理のための体制 圏域の性格・位置づけ 圏域の形成と都道府県の補完との関係 圏域形成に対する都道府県の関与 圏域における広域的な負担調整の進め方 |
| 第8回 | 2月20日 | |
| 第9回 | 3月27日 | <ul style="list-style-type: none"> 圏域形成の具体化イメージの整理 |
| 第10回 | 4月19日 | <ul style="list-style-type: none"> 生活圏域単位での連携における意思決定の考え方 東京圏を中心とした三大都市圏における連携のあり方 |
| 第11回 | 令和元年 5月17日 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会報告書(素案) |
| 第12回 | 6月7日 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会報告書(案) |

基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会

第1 目的

人口縮減時代に対応した基礎自治体による行政基盤の構築へ向けた課題や方策について分析・検討を行う。

第2 構成

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座長

- (1) 研究会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。

第4 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に研究会への出席を求めその意見を聞くことができる。
- (3) 会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局市町村課において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。